

／経営革新に投資するチャンス！／

経費の1/2(小規模事業者は2/3)を最大1,000万円まで補助！

令和元年度補正予算事業

# ものづくり・商業・サービス補助金

## 公募要領

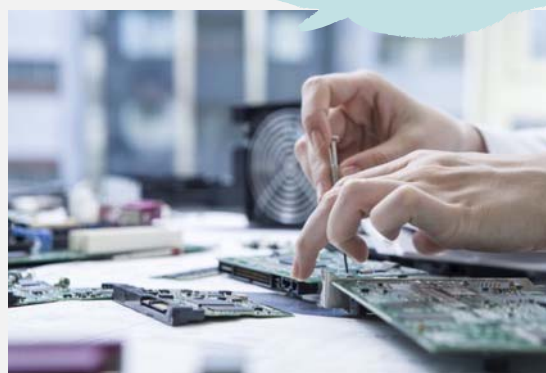
【概要版】  
一般型／1次締切分

新商品の  
試作品を  
開発したい！

新たな生産ラインを  
導入したい！

知財を取得し、  
新サービスを立  
ち上げたい！

専門家や  
副業・兼業人材を  
活用したい！



2020年3月10日  
ものづくり補助金事務局

資料作成協力：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

※本資料は令和元年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業・公募要領の概要版です。  
応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

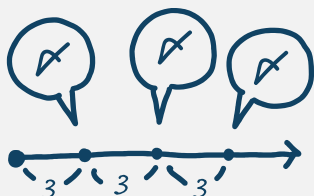
# 「ものづくり補助金」が劇的変化！

10の  
ポイント

01

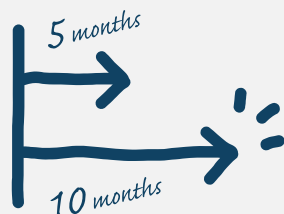
通年で公募

3ヶ月おきに締切



02

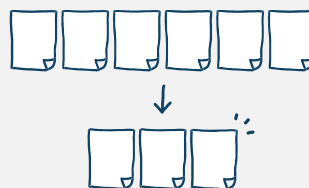
事業実施期間が  
倍増



5ヶ月→10ヶ月

03

必要な添付書類が  
半分に



最大16点（必須6点）  
→最大8点（必須3点）

04

公募要領の厚みが  
4分の1に



86ページ→20ページ

05

あらゆる手続きが  
100%電子化



70以上の補助金が共通  
システム上で手続き可

06

対象経費を明確化



中古設備、副業兼業人材  
を活用しやすく

07

賃上げ要件の追加



付加価値向上の成果を  
従業員に還元

08

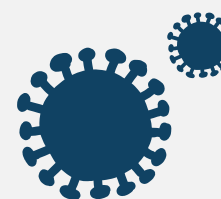
ルーキー優遇



過去に交付決定を  
受けた者を減点

09

新型コロナウイルス  
の影響にも対応



加点措置＋申請要件緩和  
＋事前着手可能

10

収益納付を免除



十分な賃上げをした場合  
等は収益納付を免除

# 「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

**1,000万円・補助率 1 / 2**（小規模なら 2 / 3）の補助金です。

## 経営革新の類型

A1

新商品(試作品)  
開発

例 避難所向け水循環型  
シャワーを開発

A2

新たな生産方式  
の導入

例 作業進捗を「見える  
化」する生産管理シ  
ステムを導入

B1

新役務(サービス)  
開発

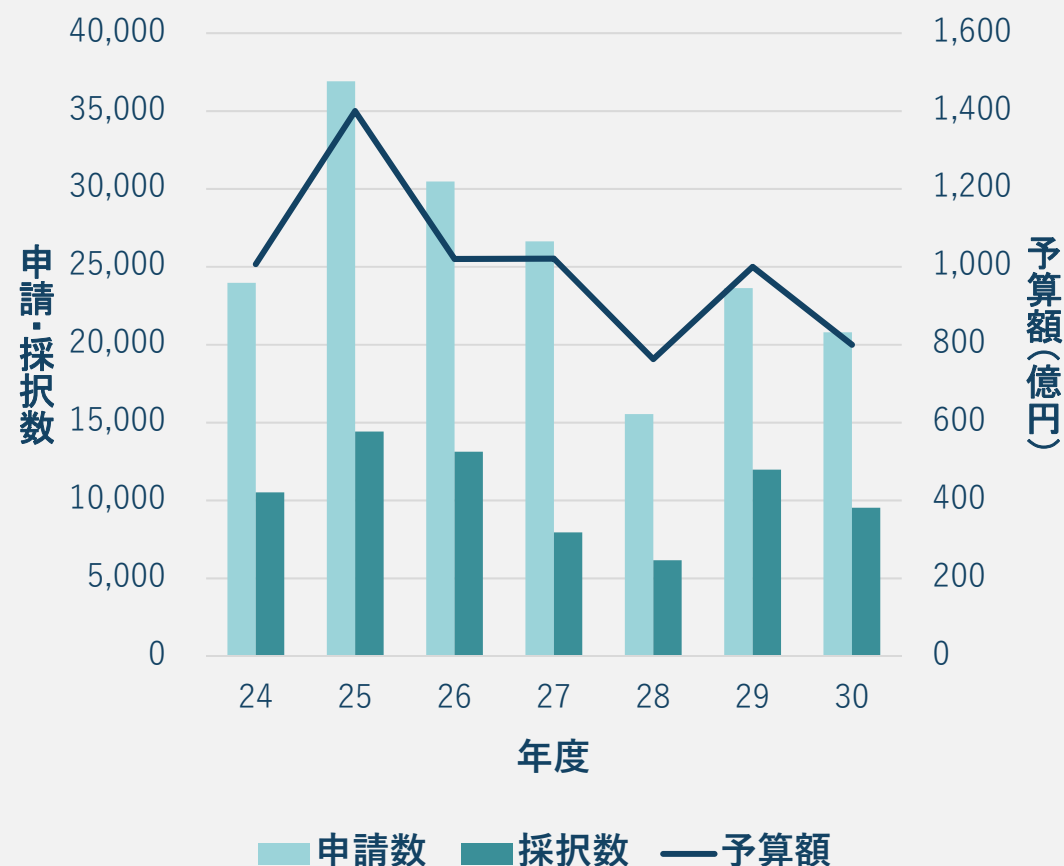
例 仮想通貨の取引シス  
テムを構築

B2

新たな提供方式  
の導入

例 従業員のスキルに応じて  
顧客をマッチングするシ  
ステムを導入

## これまでの実績



# 申請に必要な書類は？

01

## 事業計画書

（具体的取組内容、将来の展望、数値目標等）

※様式自由、A4で10ページ程度

02

## 賃金引上げ計画の表明書

（直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる計画に従業員が合意していることがわかる書面【様式1】）

03

## 決算書等

（直近2年間の貸借対照表・損益計算書等）

04

## その他加点に必要な資料（任意）

成長性加点：経営革新計画承認書

政策加点：開業届 又は 履歴事項全部証明書

災害等加点：（連携）事業継続力強化計画認定書

自然災害及び感染症による被害状況等証明書（様式2）

賃上げ加点：特定適用事業所該当通知書

※別途、基礎的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

# どんな事業計画が必要？

## 付加価値額・賃上げ要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、**従業員に表明**していること。

01

事業者全体の**付加価値額**※1  
を年率平均**3%以上**増加

02

**給与支給総額**※2 を  
年率平均**1.5%以上**増加

03

**事業場内最低賃金**  
(事業場内で最も低い賃金)を  
**地域別最低賃金 + 30円以上**  
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等は含み、福利厚生費や退職金は除く）。

※ 今般の新型コロナウイルスの影響を受けた事業者（加点措置を受けた事業者）については、補助事業実施年度に感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です（詳細は事務局までお問い合わせ下さい）

## 申請要件に反する場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。



# どんな経費が補助できる？

|                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>機械装置・システム構築費<br/>※</p>  | <p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費<br/>②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費<br/>③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。<br/>※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。<br/>※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p> | <p>外注費<br/>◎</p>                                                                                        | <p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p>                                                  |
| <p>運搬費</p>                                                                                                  | <p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p>                                                                                                                                           | <p>専門家経費<br/>◎</p>  | <p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限。))</p> |
| <p>技術導入費<br/>▲</p>                                                                                          | <p>知的財産権等の導入に要する経費</p>                                                                                                                                           | <p>クラウドサービス利用費</p>                                                                                      | <p>クラウドサービスの利用に関する経費</p>                                                                                  |
| <p>知的財産権等関連経費▲</p>                                                                                          | <p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p>                                                                                                                             | <p>原材料費</p>                                                                                             | <p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p>                                                                        |

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額は500万円(税抜)

！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

# どういう観点で審査される？

## 審査項目

A

### 技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B

### 事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C

### 政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 環境配慮性

## 加点項目

### ①成長性加点

有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者

### ②政策加点

創業・第二創業後  
小規模事業者 又は 間もない事業者  
（5年以内）

### ③災害等加点

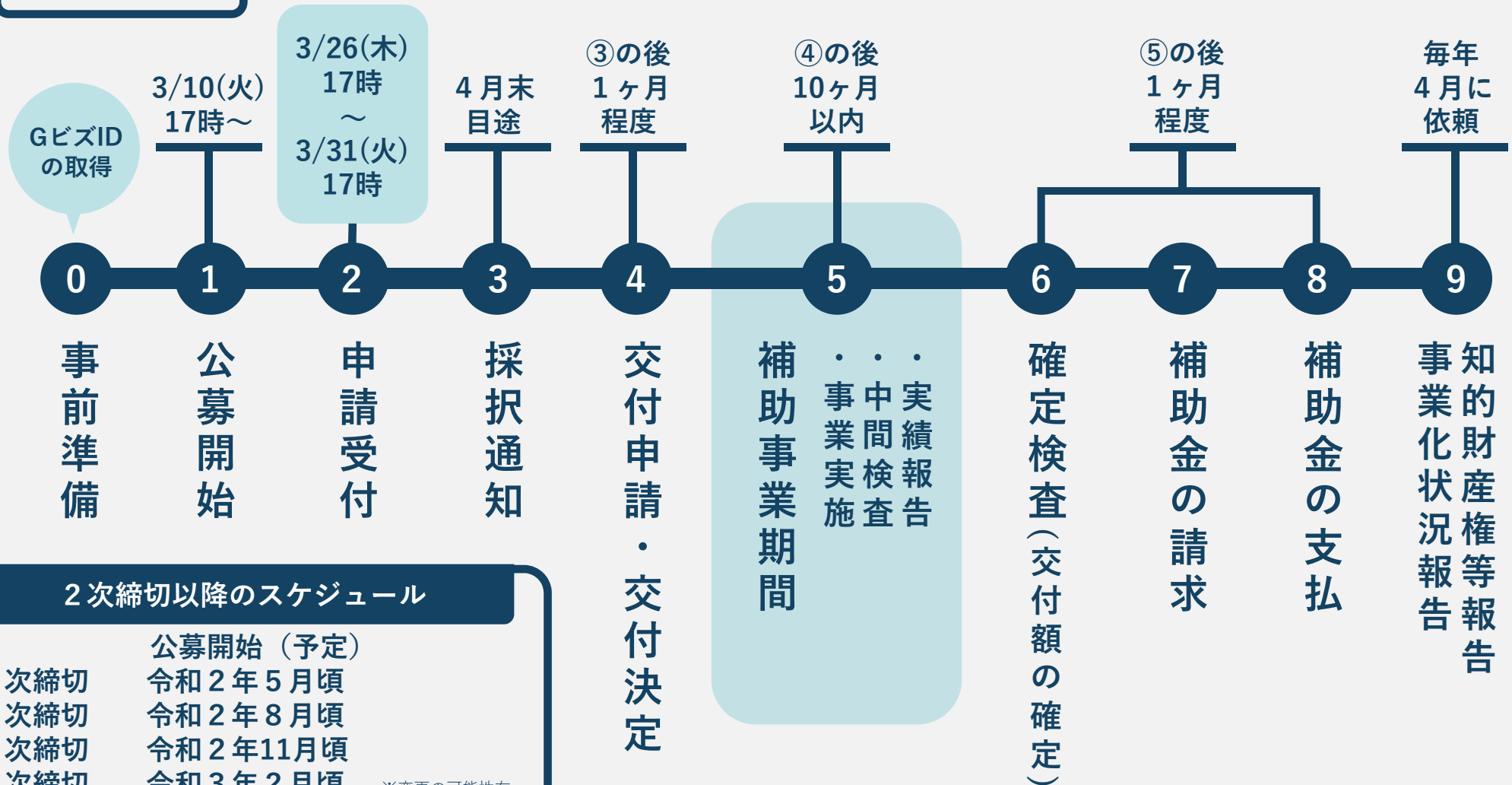
③-1「新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等に取り組む事業者」又は「令和元年度台風15号及び台風19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」  
③-2「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」

### ④賃上げ加点等

④-1「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」  
④-2「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

# 受給までの手続きとスケジュールは？

## 1次締切の場合



## 2次締切以降のスケジュール

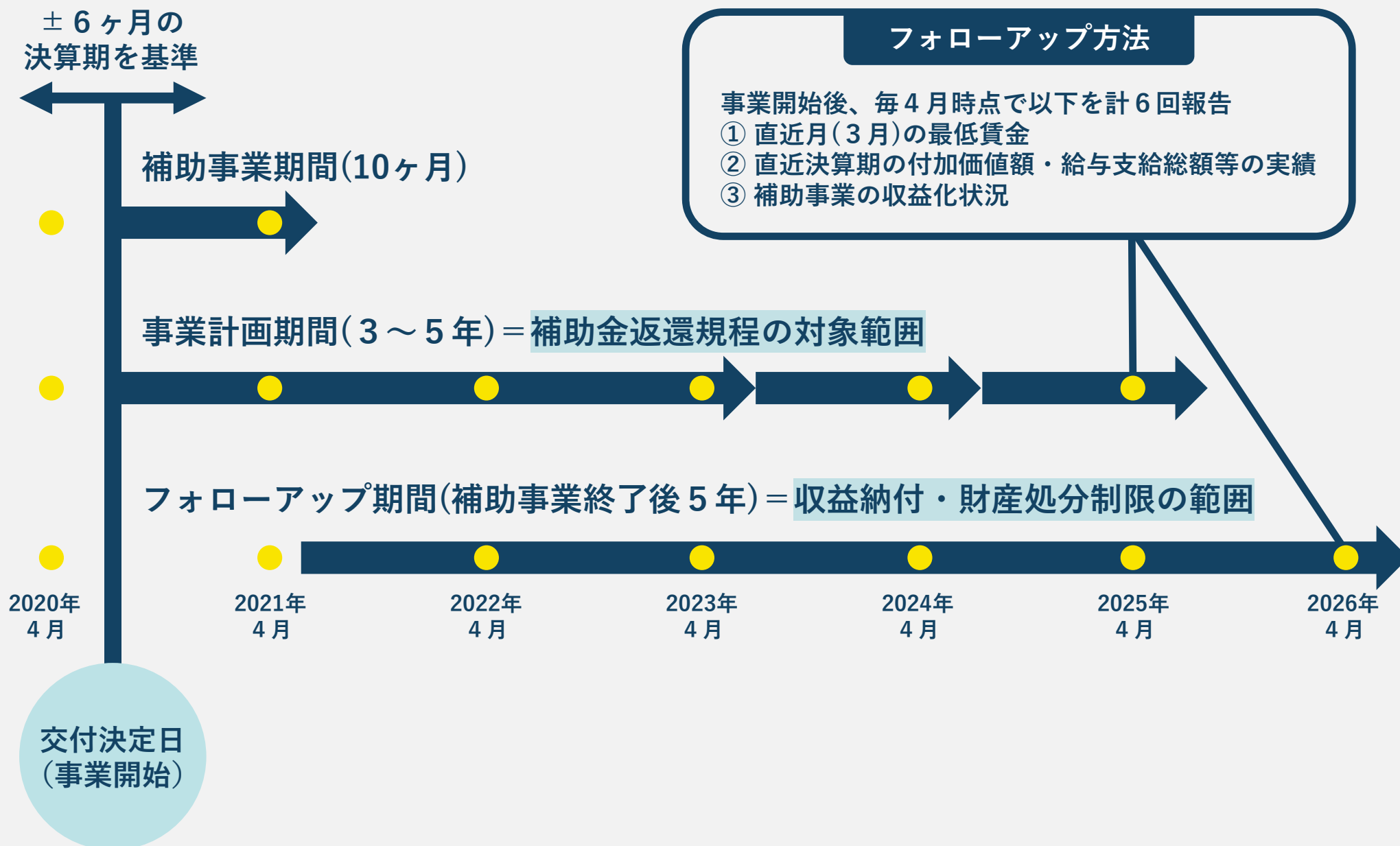
|      |          |
|------|----------|
|      | 公募開始（予定） |
| 2次締切 | 令和2年5月頃  |
| 3次締切 | 令和2年8月頃  |
| 4次締切 | 令和2年11月頃 |
| 5次締切 | 令和3年2月頃  |

※変更の可能性有

※上記全ての手続きが今回から100%電子化



## 参考 補助事業実施後のフォローアップスケジュール



# よくあるご質問・FAQ

Q1

全体の予算額は？  
各締切毎の採択数は？

A. 本事業は、令和元年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,600億円の一部として実施するものです。他の事業と厳密な内訳はなく、制度変更の状況や中小企業の取組み状況に応じて柔軟に予算を配分していく予定です。

Q2

採択倍率は？ 1次締切と2次締切で有利・不利はある？

A. 採択倍率は申請の状況によって変化しますが、これまでに実施した同補助金では、2～3倍で推移してきました。各締切分で倍率が変動することはありますが、仮に不採択であっても、次の締切にご申請いただくことは可能です。

Q3

5次締切以降の  
公募スケジュールは？

A. 現時点では未定です。円滑に事業を実施した結果として、予算に残余が生じた場合、令和3年度以降に繰り越す可能性もございます。

Q4

審査項目の配点は？

A. 詳細な配点は非公開とさせていただきますが、審査員が、事業計画を技術面及び事業化面を中心に評価し、採択案件を決定します。

Q5

「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」の公募は？

A. 「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」については、公募開始に向けた準備を進めているところです。可能な限り早期の公募開始に努めますので、今しばらくお待ち下さい。

Q6

人件費や土地・建屋の  
費用は対象？

A. 本補助金の対象経費に、人件費や土地・建屋の費用は含まれません。事業実施場所を予め確保いただき、その場所で行う事業のための設備投資等が補助対象となります。

# 関連サイト・お問い合わせ先

## 関連サイト

ものづくり補助金HP



<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

生産性革命推進事業HP



<https://seisansei.smri.go.jp>

中小企業対策関連予算



<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

JGrants



<https://jgrants.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金サポートセンター

受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝を除く)

**050-8880-4053**

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口 (全国中小企業団体中央会)

受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝を除く)

**03-3523-4906**

[hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp](mailto:hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp)